

報告資料 1

昭島市教育委員会教育長訓令第 3 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会事務決裁規程（昭和57年昭島市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の表を次のように改める。

決裁責任者	決裁順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
教育長	学校教育部長	生涯学習部長	
部長	庶務担当課長	主管課長	部長のあらかじめ指定した 課長
課長	庶務担当係長	主管係長	課長のあらかじめ指定した 係長

第8条の次に次の1条を加える。

（代決の例外）

第8条の2 決裁責任者（教育長を除く。）及び前条の規定に基づく代決者がともに不在の場合においては、当該決裁責任者の上位の職位にある者が代決することができる。

第10条第1項中「起案書の当該欄に代決者の認印を押し、その右上方に

「代」の字を記さなければ」を「文書管理システム（昭島市文書管理規程（令和7年昭島市訓令第5号）第2条第15号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に代決した旨を記録しなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、文書管理システムに記録することができないときは、起案書の当該欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」の字を記すものとする。

第10条第2項中「起案書の当該欄に「後閱」の旨を記し、事後速やかに決裁責任者の閲覧」を「代決後速やかに決裁責任者の後閱（当該代決に係る文書上の事務処理に関して指示を受けるため、決裁責任者に当該文書を回付することをいう。次項において同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により決裁責任者の後閱を受ける場合は、文書管理システムに後閱する旨を記録しなければならない。ただし、文書管理システムに記録することができないときは、起案書の当該欄に「後閱」の旨を記すものとする。

別表4の項中「50」を削り、「30」を「80」に、「10」を「30」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項1 参考資料

昭島市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
決裁責任者	決裁順位			決裁責任者	決裁順位
	第1順位	第2順位	第3順位		第1順位
教育長	学校教育部長	生涯学習部長		教育長	学校教育部長
部長	庶務担当課長	主管課長	<u>部長のあらかじめ指定した課長</u>	部長	庶務担当課長
課長	庶務担当係長	主管係長	<u>課長のあらかじめ指定した係長</u>	課長	庶務担当係長
<u>(代決の例外)</u>					
<u>第8条の2 決裁責任者（教育長を除く。）及び前条の規定に基づく代決者がともに不在の場合においては、当該決裁責任者の上位の職位にある者が代決することができる。</u>					
<u>（代決の方法）</u>			<u>（代決の方法）</u>		
<u>第10条 前2条の規定により代決した場合は、文書管理システム（昭島市文書管理規程（令和7年昭島市訓令第5号）第2条第15号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に代決した旨を記録しなければならない。ただし、文書管理システムに記録することができないときは、起案書の当該欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」の字を記すものとする。</u>			<u>第10条 前2条の規定により代決した場合は、起案書の当該欄に代決者の認印を押し、その右上方に「代」の字を記さなければならない。</u>		
<u>2 重要な事案について代決した場合は、代決後速やかに決裁責任者の後閲（当該代決に係る文書上の事務処理に関して指示を受けるため、決裁責任者に当該文書を回付することをいう。次項において同じ。）を受けなければならない。</u>			<u>2 重要な事案について代決した場合は、起案書の当該欄に「後閲」の旨を記し、事後速やかに決裁責任者の閲覧を受けなければならない。</u>		

新					旧				
3 前項の規定により決裁責任者の後閲を受ける場合は、文書管理システムに後閲する旨を記録しなければならない。ただし、文書管理システムに記録することができないときは、起案書の当該欄に「後閲」の旨を記すものとする。									
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
(単位 万円)					(単位 万円)				
項目	専決区分	学校教育部長	部長	教育総務課長	課長	項目	専決区分	学校教育部長	部長
1 使用料及び賃借料に関するもの					40	1 使用料及び賃借料に関するもの			
2 原材料費に関するもの				80	30	2 原材料費に関するもの			80
3 食糧費			10		3	3 食糧費			30
需用光熱水費		全			50	需用光熱水費		全	50
費修繕料（6の項に定める修繕料を除く。）					50	費修繕料（6の項に定める修繕料を除く。）			50
上記以外のもの				80	30	上記以外のもの			30
4 備品購入費に関するもの				<u>80</u>	<u>30</u>	4 備品購入費に関するもの	<u>50</u>		<u>30</u>
5 委託契約に関するもの					50	5 委託契約に関するもの			50
6 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	130			100	50	6 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	130		100
7 役務費に関するもの		全			50	7 役務費に関するもの		全	50
8 物件の借入れに関するもの		全				8 物件の借入れに関するもの		全	
9 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの	全			100		9 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの	全		100
10 学校給食用食材の購入契約に関するもの		全			50	10 学校給食用食材の購入契約に関するもの		全	50

新	旧
備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。	備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。